

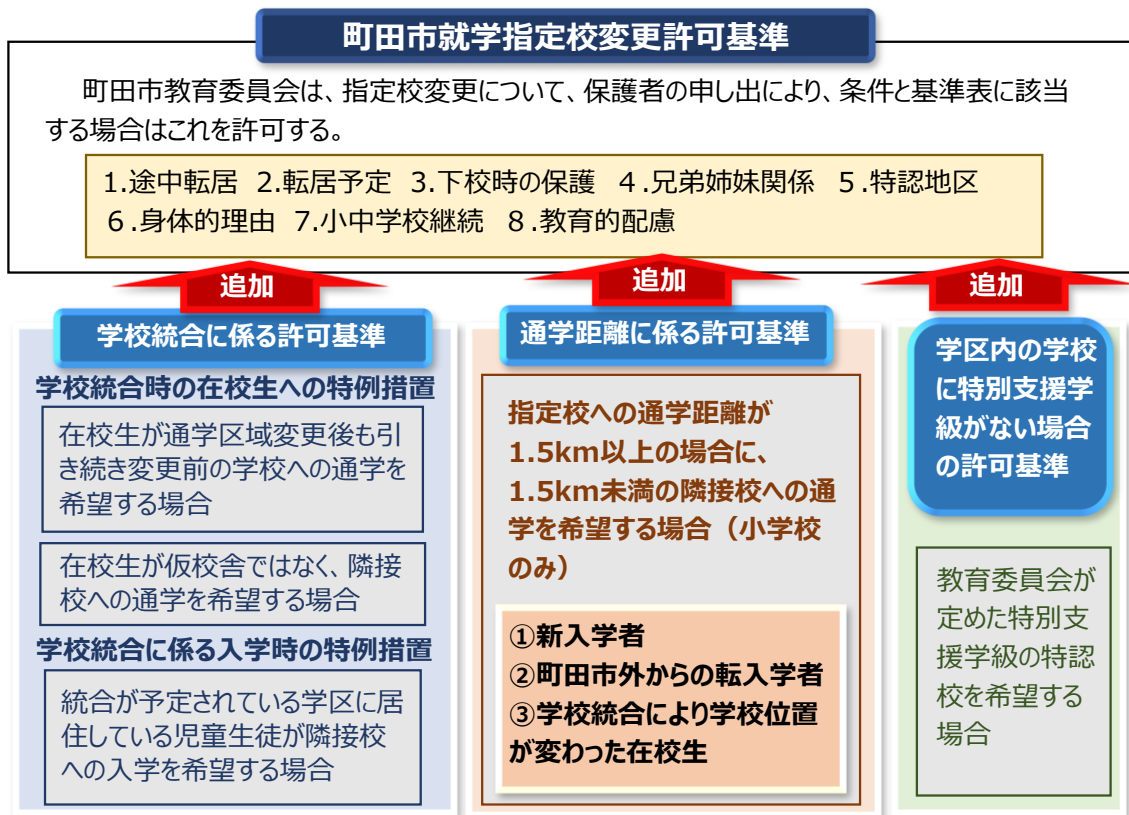
就学指定校変更許可基準の改正について

1. 目的

住所により定められた指定校以外の学校への就学を希望する場合は、途中転居や兄弟姉妹関係等の許可基準を定め個別に許可しています。

今般、2025 年度から本町田地区及び南成瀬地区で学校統合が行われることを踏まえ、統合時の在校生に対する特例措置、統合を理由とした指定校以外への入学に係る許可基準及び通学距離に係る許可基準を新たに定めるものです。

また、学区内の小中学校に特別支援学級がない場合の就学指定について、取り扱いを明確化するため許可基準を新たに設けます。



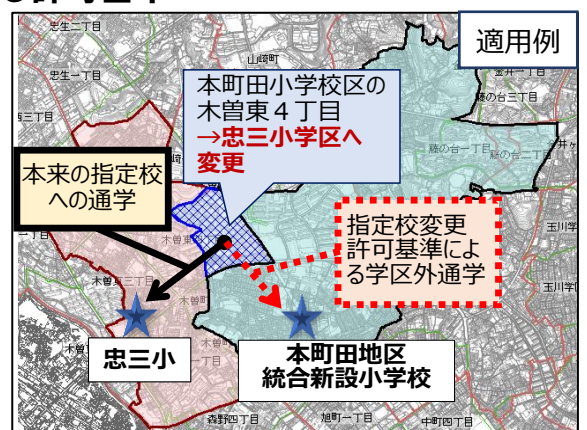
2. 新たに追加する指定校変更許可基準

(1) 学校統合に係る在校生への特例措置に係る許可基準

- ① 学校統合等に伴う通学区域変更に係る在校生への特例措置についての許可基準

学校統合や校舎建替等に伴う学区変更対象区域に居住している在校生の児童生徒が、変更前の指定校に引き続き通学することを希望する場合

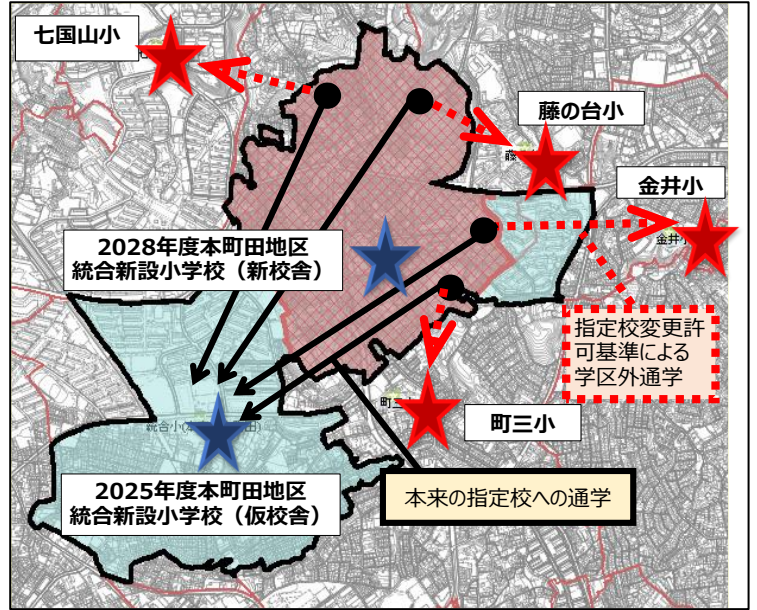
**通学費補助金
適用あり**



② 仮校舎へ通学する在校生への特例措置についての許可基準

在校生の児童が学校統合や校舎建替に伴い、在籍していた指定校の学区外に設置された仮校舎に通学することとなった場合で、隣接している小学校へ通学することを希望する場合

**通学費補助金
適用なし**



(2) 通学距離を理由とした許可基準

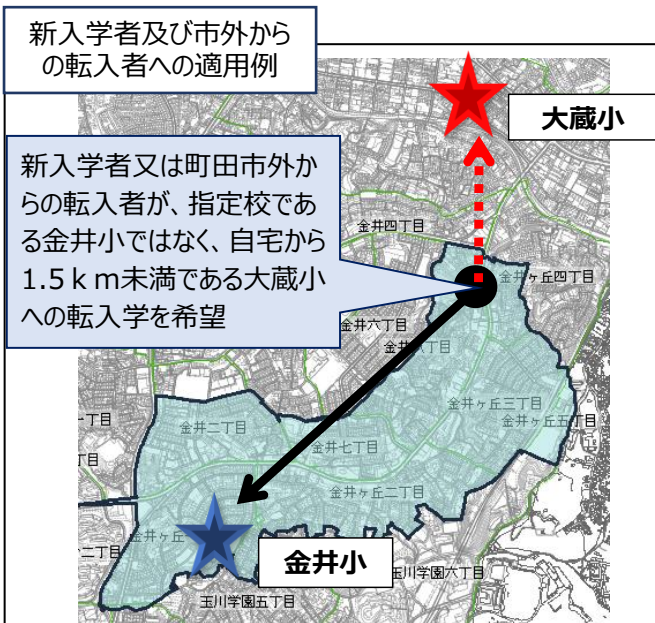
小学校で指定校への通学距離が長距離であり、より通学距離が短い隣接校がある場合は、隣接校への通学を許可することとします。

対象は小学校のみで以下に該当する者

- ① 新入学予定者
- ② 市外からの転入者、市内転居者
- ③ 学校統合等により学校位置が変わった在校生

指定校への通学距離が片道 1.5km 以上の場合に、通学距離が片道 1.5km 未満の小学校に通学することを希望する場合

**通学費補助金
適用なし**



(3) 学校統合を理由とした指定校以外の学校への入学に係る許可基準

学校統合が予定され、かつ新たな学校づくり基本計画が策定されている地区に居住している児童生徒は隣接校への入学を希望することができることとします。

学校統合が予定されている学区に居住している入学前の児童生徒が、指定校に隣接する小中学校への入学を希望する場合

**通学費補助金
適用なし**



(4) 指定校変更許可基準の事由が重なった場合の優先度を規定

指定校変更は、学校施設の運営上支障がないと教育委員会が認めた場合許可することとしています。今般、学校統合に係る許可基準が複数追加されることを踏まえ、事由が重なった場合の優先度を新たに規定します。

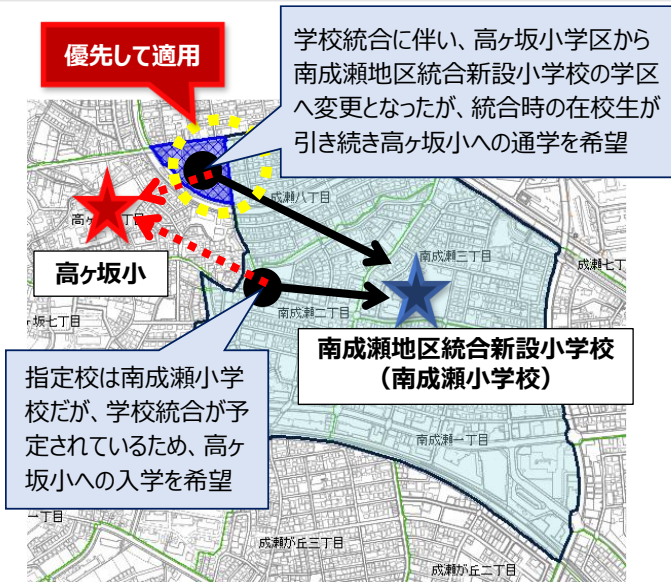
学校統合年度の該当校における指定校変更許可基準及び通学区域緩和制度による学区外通学の優先度は、以下のとおりとする。

- ① **通学区域変更に係る在校生への特例措置（指定校変更許可）** を最も優先し、次に
- ② **仮校舎への通学に係る在校生への特例措置（指定校変更許可）**、次に
- ③ **通学距離を理由とした指定校変更許可**、次に
- ④ **学校統合を理由とした入学に係る指定校変更許可**、次に
- ⑤ **通学区域緩和制度による指定校以外への入学**の順とする。

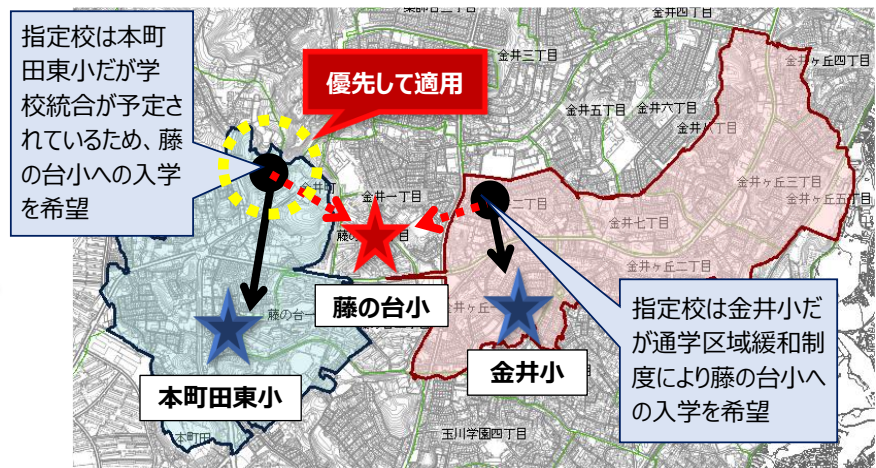
> 優先度



事例① 在校生が学区変更によりA学校の学区ではなくなったが、引き続きA学校に在籍することを希望する場合と、居住時のB学校の学区が学校統合されるため、隣接するA学校への入学を希望する場合は、前者が優先される。



事例② 学校統合を理由にA学校への入学を希望する場合と通学区域緩和制度によりA学校への入学を希望する場合は、前者が優先される。

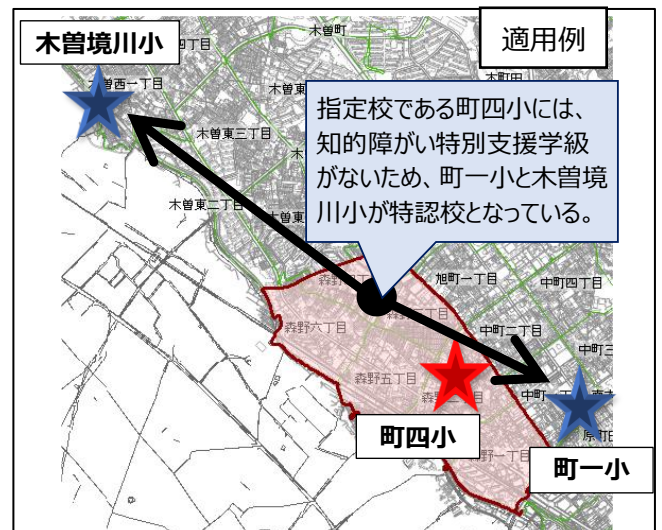


(5) 特別支援学級の指定校変更許可基準の新設

特別支援学級については、指定校に特別支援学級がない場合、隣接校を特認校と定めて就学する学校を定めています。特認校が複数ある場合は、希望により選択できることとなっています。この場合の指定校以外への就学の基準について明確化するものです。また、特別支援学級における学校統合に係る指定校変更基準を新たに設けるものです。

① 特別支援学級の特認校についての許可基準

通学区域の指定校に特別支援学級がないため、教育委員会が定めた特別支援学級の特認校を希望する場合（指定校に対する特認校は、教育委員会が定め一覧表にして公開する）



○知的障がい学級の指定校及び特認校

学区	指定校	特認校
町田第一小学校の学区	町田第一小学校	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 町田第一小学校 町田第五小学校 本町田小学校 </div>
町田第二小学校の学区	町田第二小学校	
町田第三小学校の学区	町田第三小学校	

指定校には、知的障がい学級がないため、知的障がい学級がある隣接校を特認校としている。

② 学校統合等に伴う特別支援学級の指定校以外の通学に係る許可基準

学校統合に伴う学区変更や分割統合、特認校の再編等の理由により在学中の学校が指定校または特別支援学級の特認校でなくなった場合に、引き続き在籍校に通学することを希望する場合

指定校である本町田東小に、知的障がい特別支援学級がないため、知的障がい特別支援学級が設置されている藤の台小及び本町田小を特認校と指定されていて、いずれかを選択できる

自宅に近い藤の台小を選択して通学している。

本町田東小と本町田小が統合されることにより、本町田小には知的障がい特別支援学級があるため、**指定校**が本町田地区統合新設小学校となる。

希望により在校生は引き続き藤の台小学校に通学することができる。

③ 統合に伴う特別支援学級の位置変更に係る許可基準

学校統合や校舎建替等に伴い、これまで通学していた特別支援学級の位置が変わった場合で、隣接している特別支援学級設置校へ通学することを希望する場合

○南二小の知的障がい支援学級に通学していたが、学校統合に伴い学校位置が変更

○新たな指定校である南成瀬地区統合新設小学校ではなく、隣接している南大谷小の知的障がい支援学級への通学を選択

3. 学校統合に係る指定校変更制度と通学区域緩和制度の運用スケジュール

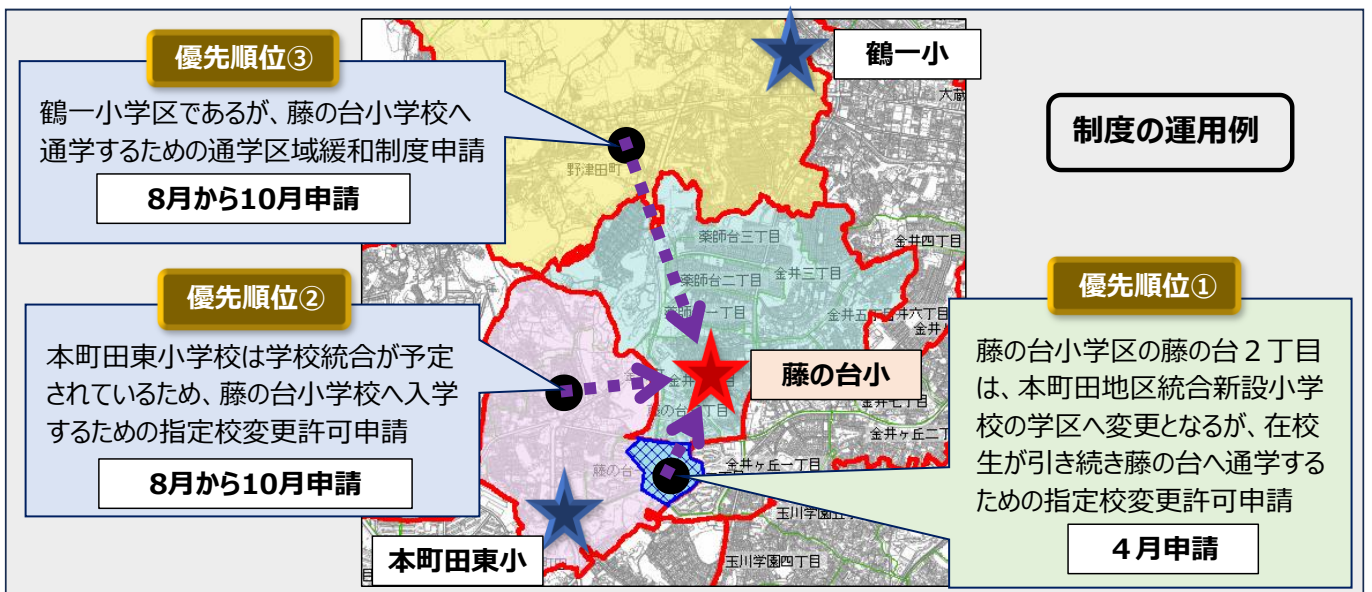
これまで	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1
新一年生スケジュール							学校公開		就学時健康診断			就学通知書発送及び入学者説明会	
新一年生通学区域緩和制度					案内発出		申請期間						

通学区域緩和制度による入学者の決定及び通知

2024年4月～	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1
新一年生スケジュール							学校公開		就学時健康診断			就学通知書発送及び入学者説明会	
在校生への特例措置に係る指定校変更許可		申請書発出及び申請期間	許可の決定	通知の発送									
学校統合を理由とした入学に係る指定校変更許可					案内発出		申請期間						
新一年生通学区域緩和制度							申請期間						

指定校変更許可及び通学区域緩和制度による

案内は一体で発送し、申請期間も同じとする。優先度は指定校変更を高くする。



4. 新制度開始日 2024年4月1日

指定校変更許可基準の改正案

追加

追加

○町田市就学指定校変更許可基準表

	事由	許可基準	対象	許可期間	優先度	通学費補助金の適用の有無
	1 途中転居	在学中に通学区域外へ転居した場合で、引き続き在籍校に通学することを希望する場合	在校生	卒業まで	A	×
	2 転居予定	転居予定地の通学区域指定校に、あらかじめ通学を希望する場合	新入学予定者・在校生	転居するまでの期間（1年間程度）	A	×
	3 下校後の保護	共働き等のため、下校後、祖父母宅等で児童の保護をする場合で、その保護宅の通学区域指定校に通学することを希望する場合	新入学予定者・在校生	卒業まで（申請は小学校3年生まで）	A	×
	4 兄弟姉妹関係	兄弟が、教育委員会の許可を受けて、通学区域外の学校に通学している場合で、弟妹も兄弟と同じ学校に通学することを希望する場合	新入学予定者・在校生	卒業まで	A	×
	5 特認地区	教育委員会が定めた特定の住所地に居住している場合で、指定校以外に通学を認められた学校に通学することを希望する場合	新入学予定者・在校生	卒業まで	A	○
	6 身体的理由	身体的な理由で、指定校への通学が困難な場合で、通学可能な学校に通学することを希望する場合	新入学予定者・在校生	卒業まで	A	×
	7 小中学校の継続	教育委員会の許可を受けて、通学区域外の小学校を卒業し、継続する中学校が通学区域の中学校以外の場合で、継続する中学校へ、入学することを希望する場合	新入学予定者	卒業まで	A	×
	8 教育的配慮	いじめ、不登校等学校生活に起因する事情により、在籍校又は指定校に通学が困難な場合で、就学校を変更することにより改善が見込まれると教育委員会が判断した場合	新入学予定者・在校生	卒業まで	B	×
(2)	9 通学距離	指定校への通学距離が片道1.5km以上の場合に、通学距離が片道1.5km未満の小学校に通学することを希望する場合	(小学校のみ) 新入学予定者・市外からの転入者・在校生	卒業まで	B	×
(1)① ②	10 通学区域変更	通学区域が変更になる地域に居住している在校生の児童生徒が、変更前の指定校に引き続き通学することを希望する場合及び学区が分割されて統合される小中学校に通学している在校生の児童生徒が、新たな指定校以外の当該学区を引き継ぐ小中学校へ通学することを希望する場合	在校生	卒業まで	A	○
(1)③	12 学校統合等に伴う仮校舎への通学	在校生の児童が学校統合や校舎建替に伴い、在籍していた指定校の学区外に設置された仮校舎に通学することとなった場合で、隣接している小学校へ通学することを希望する場合	(小学校のみ) 在校生	卒業まで	B	×
(3)	11 学校統合	学校統合が予定されている学区に居住している入学前の児童生徒が、指定校に隣接する小中学校への入学を希望する場合	新入学予定者	卒業まで	B	×
(5)①	13 特別支援学級の特認校	通学区域の指定校に特別支援学級がないため、教育委員会が定めた特別支援学級の特認校を希望する場合（指定校に対する特認校は、教育委員会が定め一覧表にして公開する）	新入学予定者・在校生	卒業まで	A	
(5)②	14 特別支援学級の再編	学校統合に伴う学区変更や分割統合、特認校の再編等の理由により在学中の学校が指定校または特別支援学級の特認校でなくなった場合に、引き続き在籍校に通学することを希望する場合	在校生	卒業まで	A	
(5)③	15 学校統合等に伴う特別支援学級の位置変更	学校統合や校舎建替等に伴い、これまで通学していた特別支援学級の位置が変わった場合で、隣接している特別支援学級設置校へ通学することを希望する場合	在校生	卒業まで	B	

追加